

## 自 交 共 済 年 金

(安心して長生きできる老後を...)

自交共済では、政府の福祉活動が貧困化するなか、少しでも年金を充実させて老後の暮らしに役立てるために、自交共済年金もご利用ください。

これは、組合員1人でも奥さんと一緒にでも加入でき、積み立て額に応じて、60歳から一定金額が生涯にわたって支給されます。低金利時代のなかで有利な貯蓄ともいえます。

①掛け金 1カ月3000円から

②積立期間 最低5年間。

③死亡・脱退 途中解約は積立金プラス割戻金が精算されます。

④年末調整控除 年末調整のとき税金の控除対象になります。

⑤終身年金 年金は終身にわたって支払われ、長生きするほど

有利です。「確定年金」として5・10・15年と受取期間を限定して受け取ることもできます。

⑥保障期間つき 万一途中死亡になった場合も、75歳までの保障期間のあいだ中、残された遺族が年金を受け取れます。

## A T U 東京共済 (要約)

1. 【目的】この共済規定は、安全輸送を確立する観点から今日の激しい交通事情のなかで、万一事故・違反を起した場合の経済的な負担を少しでも軽減する相互扶助を目的とする。

2. 【適用資格】適用の対象となる事例が起きた時、及び適用を受けようとする時に、自交総連更其地連へ加盟している単組の組合員であること。また、加入は原則として単組の全員とする。

3. 【財源】加入者は共済費として毎月500円を拠出する。共済費は、前納制とする。

4. 【適用範囲】業務中又は組合の各級機関で認められた組合活動中に起きた事故・違反に伴う罰金、料料、違反金を支払った場合。

5. 【不適用範囲】酒気帯び、薬物使用、重大な過失と認められた時。(放置車両違反を含む駐停車違反、携帯電話使用、無謀運転等)

①罰金の場合は、申請金額の70%の給付金を支給。

②反則金の場合は、申請金額の100%の給付金を支給。

③30km以上のスピード違反に関しては、30km未満の反則金を上限として支給。

④免許証更新の場合は、ゴールド免許6000円、ブルー免許3000円を支給。ただし、70歳を超えた高齢者の更新はブルー免許と同じ3000円とする。

⑤申請に必要な書類

・組合で用意した申請書及び給付金受領書。

・反則キップ、違反キップまたは裁判の判決文。

・罰金等の納付領収書。

・免許証のコピー。

⑥裁判闘争費用については、プロクタの承諾を得ることを条件に30万円を単組に貸付ける。返済は最高10回を限度とする。

⑦免許証更新を除く給付は、年度内に2回までとする。